

**新座市立第二中学校
いじめの防止等のための基本的な方針**

令和7年7月

目 次

1 はじめに·····	1
2 定義·····	1
3 いじめの防止等の対策に関する基本理念·····	1
4 いじめの防止等のための、学校及び教職員と各主体の責務及び役割	2
5 いじめの防止等のための組織·····	3
6 いじめの防止等のための対応·····	4
7 学校が実施する、いじめの防止等のための具体的な取組·····	5
8 重大事態への対処·····	7
9 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項···	8

1 はじめに

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものであり、生徒の尊厳を傷つけ、教育を受ける権利を侵害し、その心身に深刻な影響を与える重大な人権問題である。本校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を整備し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めている。

また、第二中学校いじめ防止基本方針は、新座市いじめ防止基本方針を基盤としており、生徒、保護者、地域、関係機関が一体となり、いじめの根絶を目指して取り組むものである。

2 定義

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項に基づき、「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。

本校では、いじめを以下の具体的な行為として定義する。

- ・ 身体的暴力（殴る、蹴る、押すなどの行為）
- ・ 精神的暴力（悪口、無視、脅迫、侮辱などの言葉や態度）
- ・ 経済的搾取（金品を奪う、無理やり買わせるなどの行為）
- ・ インターネットいじめ（SNSやチャットでの誹謗中傷、画像や動画の拡散など）

(2) いじめが「解消している」状態の定義

文部科学省による「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成29年3月に改定され、いじめが「解消している」状態について明記された。以下は、その抜粋である。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止対策推進法第3条に則り、本校における基本理念を以下に掲げる。

- (1) 生徒が安心して学習や活動に取り組めるよう、学校内外を問わずいじめを防止する。
- (2) いじめを見逃さず、放置しない態度を徹底し、いじめの影響について生徒の理解を深める。
- (3) いじめを受けた生徒を保護することを最優先とし、関係者が連携していじめ問題を克服することを目指す。

4 いじめの防止等のための、学校及び教職員と各主体の責務及び役割

生徒のいじめを防止するためには、基本理念を踏まえ、市、学校及び学校の教職員、保護者、生徒、市民及び地域団体※が「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る」という認識を持ち、それぞれの責務及び役割を自覚し、一体となっていじめの防止等のための対策を推進することが重要である。※新座市民及び新座市にある団体

以下にその立場に応じた責務と役割を示す。

(1) 学校及び教職員の責務 (いじめ防止対策推進法第8条)

① いじめの定義の周知:

教職員全員がいじめの定義を理解し、生徒に「どんなことがいじめに該当するか」を具体的な事例を示しながら周知する。

② 日常的な観察 :

担任教員や生徒指導担当が日常的に生徒の様子を観察し、些細な変化を見逃さないよう努める。

③ 特別な配慮:

障がいのある生徒、外国籍の生徒、性的指向や性自認に関する生徒などに対して、特性を踏まえた適切な支援を行う。

④ 組織的対応:

ア 第二中学校いじめ防止基本方針を定め、いじめの防止等のための取組を実施する。

イ 第二中学校いじめ問題対策委員会を設置し、いじめ防止対策推進法及び新座市いじめ防止基本方針、第二中学校いじめ防止基本方針に基づいた具体的な取組を実施する。

- ・ 教職員は、生徒が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ 教職員は、いじめに係る情報を抱え込むことなく、第二中学校いじめ問題対策委員会に報告を行い、組織的に対応する。

- ・ 学校は、教職員や地域人材、専門的知識を有する者等※からなるいじめの防止等のための組織を設置する。

※ 学校運営協議会委員、民生委員、大学教授、人権擁護委員、教職経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

- ・ 学校は、生徒のいじめ問題に対する意識を高めるとともに、豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図る。

- ・ 学校は、第二中学校いじめ防止基本方針及びいじめの防止等のための取組が機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行う。

- ・ 学校は、学校警察連絡協議会等を活用するとともに、学校・警察連絡員（学警連担当者）を指定し、日常的に警察との連携体制の構築を図る。

⑤ いじめに対する姿勢 :

学校及び教職員は、いじめを発見したら、必ず生徒を守り抜くという強い決意と態度で対応する。

(2) 保護者の責務 (いじめ防止対策推進法第9条)

① 家庭での教育:

家庭で規範意識を養うための指導を行い、いじめは許されない行為であることを子供に教える。

② 子供の変化への気づき:

子供の些細な変化に気づいた場合は、速やかに学校に相談する。

③ 連携と協力:

学校の指導方針に協力し、家庭でも子供への指導を行う。

(3) 生徒の役割 (いじめ防止対策推進法第4条)

① いじめを行わない:

いじめは絶対に行わないという意識を持つ。

② いじめを見逃さない:

いじめを発見した場合は、勇気を持って周囲の大人や学校に相談する。

(4) 地域団体の役割

① 生徒の見守りと健全育成の支援:

- ア 地域全体で生徒を見守り、いじめを発見した場合は学校に通報する。
- イ 生徒の健全育成に関わる関係機関・団体※は、それぞれの活動の趣旨を踏まえ、地域団体と連携し、生徒の健やかな成長を支援するよう努める。
※ 警察、児童館、児童相談所、民生・児童委員、新座市福祉部局、教育委員会等

② 啓発活動:

地域行事や文化活動を通じて、生徒の社会性を育む活動を行う。

5 いじめの防止等のための組織

(1) 第二中学校いじめ問題対策委員会（学校及び教職員が設置する組織）

（いじめ防止対策推進法第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 構成員

校長、教頭、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員、地域人材、学校運営協議会委員、民生委員等

② 活動内容

ア 第二中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・ PDCAサイクルの実行による第二中学校いじめ防止基本方針の年度毎の見直し

イ 教職員の共通理解と意識啓発

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

エ いじめの相談や通報の窓口

オ いじめやいじめが疑われる場合、生徒の問題行動などの情報の収集と記録、共有

カ いじめであるか否かの判断（傷つきがあるか否かの判断）

キ いじめ事案に対する組織的な対応

- ・ いじめの被害生徒に対する支援体制と対応方針の決定
- ・ いじめの加害生徒に対する指導体制と対応方針の決定

ク 保護者との連携

ケ 構成員の決定

コ 重大事態への対応

サ 上記に掲げるもののほか、いじめの防止等に関する事項

(2) 生徒で構成される組織

生徒は、いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめを見逃さない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進するよう努める。

① 組織の例

- ・ 学年及び学級
- ・ 生徒会
- ・ 各委員会の代表による組織等

② 活動内容の例

- ・ いじめ撲滅に向けた話し合い
- ・ 学校への提言
- ・ 提言した取組の推進

6 いじめの防止等のための対応

(1) 学校及び教職員の対応

- ① 学校は、全ての教育活動を通して、生徒を見守り、市内共通形式のアンケート等も活用しながら、面談等その他必要な措置を講ずることにより、生徒の些細な変化を見落とさず、いじめの早期発見に努めるとともに、記録を取り、情報の共有に資する。
- ② 学校は、保護者に対して、入学説明会や保護者会等を通じて、いじめ対応における学校への協力を求め、「第二中学校いじめ防止対策基本方針」や相談窓口の周知等を行い、いじめ対策の普及啓発を図る。
- ③ 学校は、市民等からの通報があった際には、速やかに事実の確認と対応を行うとともに、教育委員会へ報告する。
- ④ 学校は多様な子供たちの特性を踏まえ、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

また、進級の際の学年間、あるいは小学校から中学校・中学校から高等学校等への進学時には学校間で、その特性や支援策について確実に情報共有し、切れ目ない支援の継続が図れるようになる。

- ⑤ 学校は、保護者や関係機関※とも情報共有し、配慮が必要な生徒への支援について連携を図ること。
※ 児童相談所、民生・児童委員、新座市福祉部局、教育委員会等
- ⑥ 学校は、いじめを受けた生徒の安全確保を第一に優先し、正確な状況把握のもと、必要に応じて、関係機関・団体と連携しながら適切かつ迅速な対応を行う。
- ⑦ 学校は、いじめを行った生徒に対しては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等と連携の下、毅然とした態度で指導する。その際、人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うという考え方で指導し、その後の経過を見守る。
- ⑧ 学校は、いじめ問題にかかる校内研修を年に複数回実施し、教職員のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上を図る。
- ⑨ いじめが犯罪行為に相当し得る、また、連携して解決にあたる必要があると認められる場合には、警察への相談・通報を行う※。また、そのことについて、あらかじめ保護者に対して周知を行う。

※ 令和5年2月7日付「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」を踏まえ、警察に相談・通報すべきいじめの事例等を参考とする。

（例）暴行： ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。

強要： 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。

児童ポルノ： スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自身のスマートフォンに送らせる。

(2) 保護者の対応

- ① 保護者は、家庭において、子供の様子をしっかりと把握し、些細な変化に気づいた時には直ちに学校に相談する等、学校と連携するよう努める。
- ② 保護者は、自分の子供がいじめの被害を受けたり、他の子供のいじめの事実を把握したりした場合には、直ちに学校に情報提供するなどして、学校と連携協力しながら対応するよう努める。
- ③ 保護者は、自分の子供がいじめの加害者となった場合は、学校に協力し、その解決を図るとともに、自分の子供を指導するよう努める。
- ④ 保護者は、誰でもいじめの被害者や加害者になり得ることを理解した上で、感情的に行動することなく、客観的、多面的に判断しながら、自分の子供や他の子供が安心して学校生活を送れるよう学校と連携しながら、いじめの問題に取り組むよう努める。

(3) 児童生徒の対応

- ① 生徒は、一人で悩みを抱え込まず、必ず周りの人に相談する。
 - ② 生徒は、友達から相談されたときは、しっかりと話を聞く。
 - ③ 生徒は、友達の悩みを知ったり、様子の変化に気づいたりし、自分たちだけでは解決できないときは、周りの大人に相談する。
 - ④ 生徒は、いじめを発見したら、勇気をもって周囲の大人や学校に知らせたり、相談したりするなど、いじめを決して見逃さないようにする。
- (4) 市民及び地域団体の対応
- ① 市民及び地域団体は、いじめを発見し、又はいじめが疑われる場合には、関係生徒に声をかけ、止めるよう努める。
 - ② 市民及び地域団体は、いじめを発見し、又はいじめが疑われる場合には、学校等に通報するなど、情報の提供を行うよう努める。
 - ③ 生徒の健全育成に関わる関係機関・団体は、地域団体と連携し機会を捉えていじめの問題に関する啓発活動を行うよう努める。
 - ④ 生徒の健全育成に関わる関係機関・団体は、地域団体と連携し、生徒の様子を見守るよう努める。
 - ⑤ 生徒の健全育成に関わる関係機関・団体及び地域団体は、積極的に地域の学校と連携を図り、いじめの予防や早期発見、その他いじめに係る取組に協力するよう努める。

7 学校が実施する、いじめの防止等のための具体的な取組

(1) 児童生徒アンケートによる実態把握と日常的な対応

- ① 市内共通様式となる「無記名式」アンケートを毎月（8月を除く）実施し、潜在的ないじめの有無を確認する機会とする。
- ② 生徒の状況に応じて、記名式アンケートを実施する場合は、教育委員会の認めるところにより、各学校で作成した質問紙等において実施ができる。
- ③ 強制的な実施ではなく、生徒の意思により隨時自由回答できる校内環境を整える場合には、市内共通様式を記名式に変更して活用することができる。
- ④ 質問紙の結果については、速やかに管理職に報告するとともに、全教職員で共通理解を図り、校内いじめ問題対策委員会、職員会議、学年会議、生徒指導委員会等において、組織的に適切に対応できるようにする。
- ⑤ 実施結果については、毎月定期的に教育委員会に報告するものとする。
- ⑥ アンケート用紙の回収にあたっては、記入した内容が周りに分からないように十分配慮するとともに、実態に応じて紙面回答もしくは電子回答を選択して調査を実施する。
- ⑦ アンケート用紙およびデータは、実施後5年間の保存※とし、教育委員会から指示があった場合は提出する。※ 5年後の年度末までの保存とする。

(2) 保護者用チェックリストによる実態把握と情報共有

- ① 保護者の気づきをいじめ根絶に向けた情報として共有し、連携を深めるために保護者用チェックリストを配布し回収する。
- ② 実態に応じて紙面回答もしくは電子回答を選択して調査を実施する。
- ③ 強制的な実施ではなく、保護者の意思により随时自由回答できる校内環境を整える場合には、市内共通様式を記名式に変更して活用することができる。
- ④ 時期は、不登校が急増する5月末、9月末、1月末とし、全家庭に配布する。
- ⑤ 保護者からの申出があった場合は、担任もしくは保護者と信頼関係のある者が相談活動を

行う。

- ⑥ アンケート用紙およびデータは、実施後5年間の保存※とし、教育委員会から指示があった場合は提出する。※ 5年後の年度末までの保存とする。

(3) 教師用チェックリストによる実態把握と個別案件への対応

- ① いじめ問題を発見する手立てとしての基本策である。校内の状況に応じて紙面回答もしくは電子回答を選択して調査を実施する。
- ② 毎月1回実施し、児童生徒の様子を定期的に観察するとともに、実施後は、学年主任、生徒指導主任等が集約し、速やかに校長、教頭に報告する。
- ③ 職員会議及び生徒指導委員会等で情報を共有し、個別の案件について組織的に対応する。
- ④ チェックリストは、実施後5年間の保存※とし、教育委員会から指示があった場合は提出する。※ 5年後の年度末までの保存とする。

(4) インターネットを通じて行われるいじめ防止の取組

- ① インターネット利活用を通して、他律から自律へ向かう生徒のデジタル・シティズンシップ教育を推進する。
- ② 教職員は、ネットトラブル等を題材として、学級活動における指導を行う。
- ③ 学校は、生徒のインターネット利用に関する理解を深めるとともに、ネットトラブル等の危険性について意識啓発を図るため、警察職員、電気通信事業者等による非行防止教室を実施する。
- ④ 学校は、保護者のネットトラブル等に関する意識啓発を積極的に行うため、機会を捉えて適切な情報提供を行う。
- ⑤ 学校は、フィルタリングの必要性について、生徒及び保護者に対し、機会を捉えて意識啓発を図る。
- ⑥ PTAや保護者会が主体となってネットトラブル等の防止のための取組を行う場合は、学校も協力し、取組の支援を行う。

(5) 学級経営

- ① 安心して生活できる居場所づくり
 - ・ 教職員は、生徒の気持ちを共感的に受け止める。
 - ・ 教職員は、生徒に、学級で責任を果たすことのできる役割を与える。
 - ・ 教職員は、学級のルールを基盤に、公正さを欠かない姿勢を持ちつつ、生徒の多様性を理解し、柔軟に学級経営にあたる。
- ② 生徒同士、教職員との人間関係づくり
 - ・ 教職員は、生徒に、自分のよさに気付かせるとともに相手のよさにも気付かせ、互いの違いを認めることができるようにする。
 - ・ 教職員は、多様性を認め合う学級風土を醸成する。
 - ・ 教職員は、授業や給食清掃指導、行事等、全ての教育活動の中で、生徒に自己有用感、自己効力感をもたせられるよう意識した指導に努める。
 - ・ 教職員は、公正かつ柔軟なリーダーとフォロワーを組織する。

(6) 学習指導

- ① 教職員は、各教科において、一人一人の考え方や意見が尊重され、自他の違いを認め合うような授業を展開し、学ぶ喜びや学び合う楽しさを味わわせるようにする。
- ② 教職員は、学業不振やその心配のある生徒には補習などの学習支援を行い、学習意欲を喚起、持続できるようにする。
- ③ 教職員は、校内研修、公開授業等で授業を見合う等、研究と修養に努め、授業改善にあた

る。

- ④ 教職員は、インクルーシブの理念に基づいた特別支援教育を推進する。
- ⑤ 教職員は、道徳の時間をして、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善惡の判断等、規範意識や道徳性を身に付けさせる。

(7) その他

- ① さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
- ② 担任外教諭、養護教諭、特別支援教育支援員、交通指導員等との情報交換
- ③ 新座市教育相談室との連携

8 重大事態への対処

(いじめ防止対策推進法第28条)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(いじめ防止対策推進法第30条)

地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は、執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

法第28条にあるように、「重大事態」とは、いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（1号重大事態）」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（2号重大事態）」があるときをいう。

重大事態が発生した場合、市、学校及び学校の教職員は、事実に真摯に向き合い、法や国の基本方針に則り、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）（以下、ガイドライン）に基づく対応を適切に実施する。その際、風評等により関係者に二次的被害が発生しないよう、十分に配慮を行う。また、保護者、生徒、市民及び地域団体は、その責務と役割に応じ、重大事態に係る調査に協力する。

(1) 学校の対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。）は、直ちに教育委員会に報告（第一報）する。また、判断に悩む場合も、教育委員会に相談する。
- ② いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。
- ③ 学校は、教育委員会の指示及びガイドラインに基づき、校内いじめ問題対策委員会を中心として、適切かつ迅速な対応を組織的に実施する。

(2) 保護者及び生徒の対応

保護者及び生徒は、重大事態に係る調査に協力する。

(3) 市民及び地域団体の対応

市民及び地域団体は、必要に応じて、重大事態に係る調査に協力する。

(4) その他

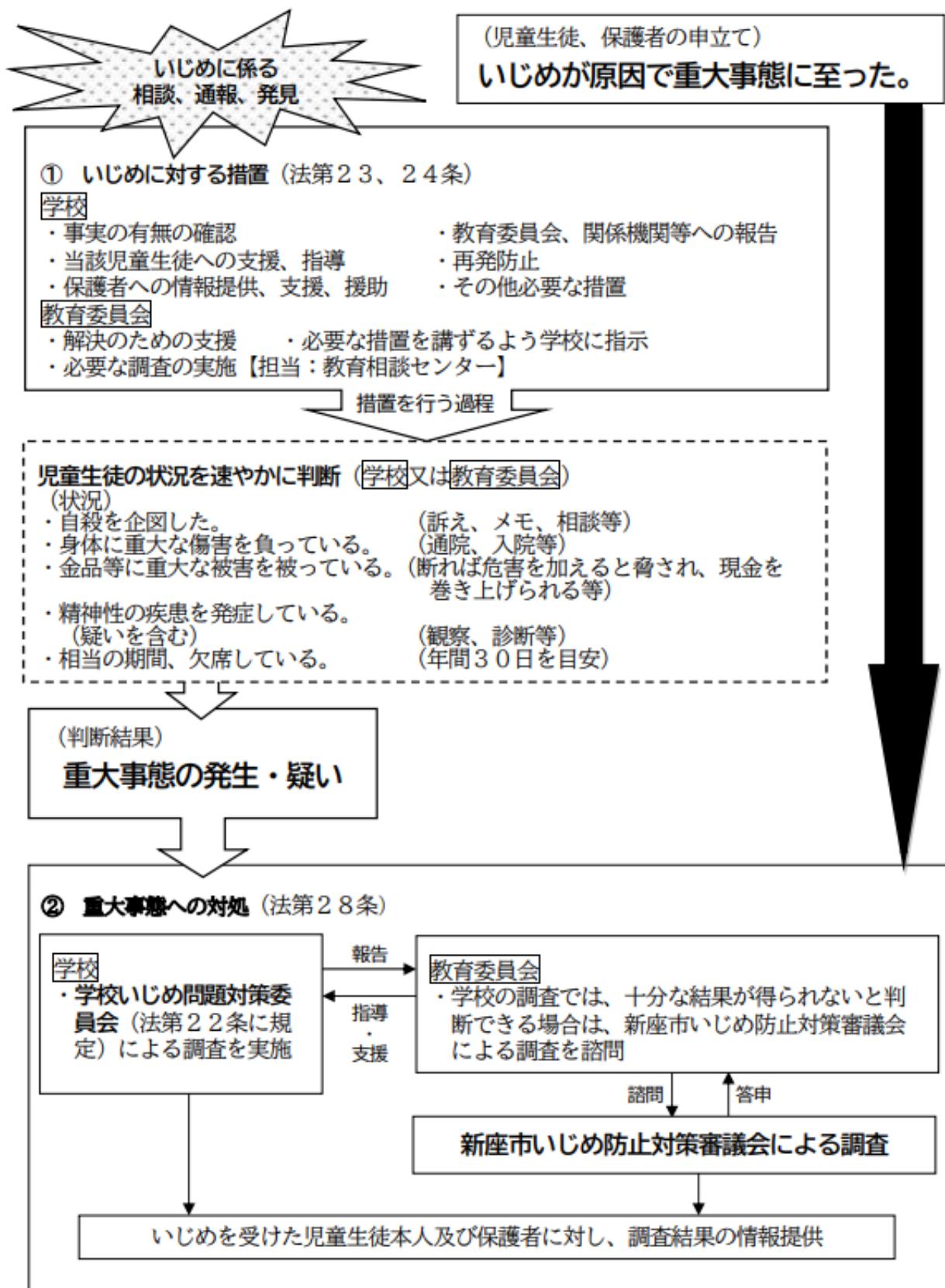
- ① 重大事態の定義を、予め全関係者が理解しておく。
- ② いじめられて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして学校の設置者へ報告し、調査等に当たる。
- ③ 当該学校は、法第22条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。
- ④ 上記③の調査では十分な結果が得られないと判断できる場合、教育委員会は新座市いじめ防止対策審議会による調査を諮問する。
- ⑤ 本調査は、文部科学省策定のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインに基づき適正に実施する。

9 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 第二中学校いじめ防止基本方針

- ① 毎年度、学校いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、学校いじめ防止基本方針の見直しを検討する。
- ② 検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- ③ 学校いじめ防止基本方針は、児童生徒、保護者、地域に公表する。

図：「いじめに係る相談、通報、発見」から「重大事態への対処」を開始するまでの流れ



※ 以降、市長の判断により再調査等の実施

※適宜関係機関との連携を図ることとする。

平成30年 3月 一部改正
令和 7年 7月 改正